

業務上横領事件に係る損害賠償請求訴訟の上訴提起について

当社は、平成22年5月に発覚しました業務上横領事件に係る損害賠償請求について、下記のとおり上訴を提起しました。

記

1 上訴の形態及び年月日

附帯上告受理申立て
平成26年4月21日

2 上訴を提起した者

- (1) 名称 愛知高速交通株式会社
(2) 本社所在地 愛知県長久手市茨ヶ廻間1533番地736
(3) 訴訟における代表者 代表取締役 大村 秀章

3 上訴を提起した相手

名古屋鉄道株式会社(以下名鉄と略)

4 内 容

(1) 控訴審判決主文(2月13日言渡)

- 1 審原告の控訴を棄却する。
- 1 審被告の控訴に基づき、原判決主文2項を次のとおり変更する。
 - (1) 1 審被告は、1 審原告に対し、3180万7900円及びこれに対する平成22年6月30日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - (2) 1 審原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、第1、2審を通じてこれを2分し、その1は1 審原告の負担とし、その余は1 審被告の負担とする。
- 4 この判決は、第2項(1)に限り、仮に執行することができる。

(2) 附帯上告受理申立ての趣旨

- 1 本件附帯上告を受理する。
- 2 原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。
- 3 訴訟費用は第1、2審及び上告審を通じ1 審被告の負担とする。

(3) 上訴に到る経緯

元社員は、平成17年6月に名鉄から当社へ出向して以来、出納責任者として勤務していたところ、平成21年4月から平成22年4月までの1年余の間に、55回にわたり約8900万円を不正に引き出し、馬券を購入して費消していた。

その後、元社員は、横領額の一部を弁済したが、全額弁済には程遠いため、平成22年12月27日に元社員及び出向元の名鉄に対して、損害賠償請求訴訟を提起した。この訴訟に対する判決が昨年5月8日に下されたが、元社員に対しては全額賠償が命じられたものの、名鉄に対しては損害額の5割の負担しか認められなかったため、これを不服とし全額を求めて同年5月21日に控訴した。

控訴審判決は、本年2月13日に上記内容で言渡され、当社としては上訴期間内には上訴しないこととしたが、2月26日に名鉄が上訴したため、訴訟上の不利益を回避するため、相手方が上訴した場合に呼応して上訴できる附帯上告受理申立てを行うこととしたものである。